

街路樹管理業務委託特記仕様書

1. 委託名 街路樹管理業務委託
2. 履行場所 市内一円(酒田市道において街路樹を設置している区間)
3. 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 業務内容

(1) 樹木の剪定

剪定時期・路線について、委託者と協議すること。

(2) 樹木の薬剤散布

薬剤については、適宜むらなく散布すること。

薬剤散布は、春季に1回、夏季に1回とし、委託者と協議すること。

6. 指定材料の確認

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
薬剤散布	ロックオン	樹木薬剤散布材(春季)
//	ロックオン	樹木薬剤散布材(夏季)

薬剤散布にあたり、指定材料以外のものを使用するときは、委託者の承認を得てから使用することとする。

7. 検査、業務完了報告等の提出方法・期限

- (1) 本業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
 - ・業務完了通知書
 - ・業務写真(作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、写真アルバムにまとめて提出のこと)
- (2) 四半期毎の業務完了後に、報告書を提出するものとする。

8. 委託料

- (1) 委託料については四半期毎の業務完了報告に伴い、検査の合格を経たうえで四半期毎に支払うものとする。なお、請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて1回目の支払に係る分割金額に合算するものとする。
- (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。
- (3) 委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。

9. その他

- (1) 本業務については、特記仕様書に基づき施工するとともに、労働安全衛生法(規則)等、適用する関係法令・諸規定を遵守すること。
- (2) 受託者は、剪定作業管理者を定め、委託者に通知するものとする。
- (3) 剪定作業管理者は「街路樹剪定士」の有資格者とし、樹形調整の管理・監督を行うものとする。
- (4) その他、この仕様に記載の無い事項は、速やかに委託者と協議しその指示に従うこと。